⑶　石油缶等の容器の点検管理は、次の点に留意して行うこと。
①　容器の損傷、腐食、漏出の有無
②　栓のゆるみ
③　貯蔵数量
④　その他

２．３　作業施設の点検管理について
⑴　施設の本体、配管等の継目、弁等からの漏出の有無を点検管理すること。
⑵　水分離器がある場合には、フィルターの目詰まり及び液面検出器の状態を点検管理すること。
⑶　局所排気装置が正常に作動すること及び集じん装置のフィルターが目詰まりしていないことを点検管理すること。

２．４　作業場所の点検管理について
⑴　床面、受皿及び地下ピットへのトリブチルスズ化合物等の漏出の有無を点検管理すること。
⑵　ためます、分離槽等へのトリブチルスズ化合物等の漏出の有無を点検管理すること。
⑶　床面及び地下ピットのひび割れの有無を点検管理すること。

３．トリブチルスズ化合物等の取扱作業については、次の事項に留意して作業すること。

３．１　作業要領の策定等について
作業要領を３．２及び３．３を踏まえて策定し、作業中にはこれを遵守させること。

３．２　移替作業について
⑴　液体であるトリブチルスズ化合物等を取り扱う場合には、適切に整備されたトリブチルスズ化合物等に適したポンプ又はサイホンを用いること。
⑵　移替作業は、トリブチルスズ化合物等を飛散又は流出させないように行うこと。特に、粉体を取り扱う場合には、粉じんを発生させないよう注意して取り扱うこと。
⑶　液面の高さ等に注意して、トリブチルスズ化合物等があふれることのないようにすること。
⑷　移替作業後、直ちに注入口を密栓すること。
⑸　万一、トリブチルスズ化合物等を誤って飛散又は漏出させた場合に備えて、移替作業に当たっては受皿等を用意すること。

３．３　使用について
⑴　トリブチルスズ化合物等を使用した製品を製造する場合は、トリブチルスズ化合物の含有率を極力抑制する等使用総量を可能な限り抑制すること。
⑵　使用装置については、始業点検を行うとともに、作業中にも随時点検を行うこと。
⑶　トリブチルスズ化合物等を使用装置に充填（てん）する場合は、作業及び使用装置の作動を停止すること。
⑷　トリブチルスズ化合物等を飛散又は漏出させないように注意して作業を行うとともに、作業終了後は、使用装置の点検を行い、使用装置をふたで密閉する等トリブチルスズ化合物等の飛散又は漏出を防止すること。
⑸　万一、トリブチルスズ化合物等を誤って飛散又は漏出させた場合に備えて、使用に当たっては受皿等を用意すること。

４．トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設の構造等については、次の事項に留意して適宜見直しを行い、必要に応じて改善措置を講ずること。
取扱施設の排気及び排水について、適切なサンプリング及び分析を行うことにより、それらに含まれるトリブチルスズ化合物の濃度を把握し、異常が認められた場合には、トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設の構造、施設の点検管理及び取扱作業について見直しを行うことにより、その原因を究明すること。

５．トリブチルスズ化合物等を取り扱う施設からのトリブチルスズ化合物等の漏出又は飛散については、次の事項に留意して対処すること。

５．１　漏出等処理要領の策定等について
次の内容を踏まえた漏出等処理要領を策定し、応急措置及び処理方法をあらかじめ作業者に周知しておくこと。
⑴　発見者は、漏出等を責任者に通報するとともに、通報を受けた責任者は、装置を停止させる等必要な応急措置を速やかに作業者に対し指示すること。
⑵　漏出個所からの漏れ等を止めるか、又はその施設内の内容物を他の容器へ移し替えること。
⑶　漏出物等は、ポンプ等により回収するとともに、回収できなかったものについては、活性炭等による吸着、乾燥した砂等による吸収又はウエス、紙タオル等によるふき取りを行うこと。

５．２　漏出等を認めたときの措置について
漏出等を認めたときは、漏出処理要領に従って処理すること。

○厚生労働省
経済産業省
環境省告示第八号

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十八条第一項の規定に基づき、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項を次のように定めたので告示し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から適用し、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二十八条第一項の規定に基づきトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は同法施行令第四条の二に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（平成元年厚生省・通商産業省告示第五号）は、平成二十二年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　赤松　広隆
環境大臣　小沢　鋭仁

トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレンが使用されているものの容器、包装又は送り状に当該第二種特定化学物質による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

１．トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは四塩化炭素（以下「トリクロロエチレン等」という。）であること又はトリクロロエチレン等が使用されている製品であること及びトリクロロエチレン等が第二種特定化学物質であること。

２．トリクロロエチレン等の含有率